

第554回 役員会 議事概要

- 1 日時 令和4年8月24日（水） 8時59分～10時27分
- 2 場所 Zoom 会議
- 3 出席者 構成員7名：
牛木学長，川端理事，坂本理事，澤村理事，末吉理事，西田理事，塚本理事
陪席者3名：
富田特命理事，田代監事，逸見監事，
- 4 議事概要の確認
第551回（令和4年7月11日），第552回（令和4年7月13日）の議事概要が確認された。
- 5 審議事項
(1) 就業規則の一部改正について
就業規則の一部改正について，資料1に基づき審議が行われ，原案のとおり承認された。
(主な意見及び質疑等)
 - ・このような施策を行ったときに，夜勤対応の問題や人件費増加の問題などといったアウトプットが，どのようなものとして生じてくるかということを管理者として認識しなければならないと思う。
 - ・現場に対する対応について，本学では病児保育や病後児保育，24時間保育，つなぎ保育に関しては対応がされておらず，全く足りていない状況である。こういった観点からも，保育所に入所できないことにより育児休業を延長することとならないような方策をとることが喫緊の課題であると思う。
 - ・育児休業中の就労に関しては，民間企業は結構行っており，テレワークが前提となるが，社内及び社外のミーティングや研修等に参加してもらうことで，職員自身も孤独にならず，また，出産後に復帰せずに退職するというのをかなり防げると思う。育児休業中の就労を無理のない範囲で強制せずに認めるということは，非常に良い制度ではないかと思う。
 - ・2ページ目の適用除外に該当する職員のうち，雇用された期間が1年に満たない者について，民間企業の場合には，このような制限が無いところもあるかと思うが，今回の改正が民間に準じているということなので，そのあたりの整理がどうなっているか伺いたい。
 - ・出生時育児休業が適用されない者については，2ページ目の「※3」に記載しているが，常勤で申出の日から8週間以内に雇用期間が満了することが明らかな者及び非常勤で1週間の所定勤務日が2日以下の者に関しては適用をさせ

ないこととなる。一方で、採用されて間もない者のように、雇用期間が1年に満たない者については適用されることとなる。

- ・既にこういう制度が整っていて、さらに今回の改正でどう良くなるかということが見えるような全体像の絵を一緒に出せれば、この改正部分の話だけではなく、出産・育児を行う上で、安心してもらいやすくなるのではないかと思う。

(2) 監事監査意見書（平成30年度～令和3年度）に係る対応について

監事監査意見書（平成30年度～令和3年度）に係る対応について、資料2に基づき審議が行われ、原案のとおり承認された。

（主な意見及び質疑等）

- ・情報セキュリティについて、情報基盤センターにて対応を進めていく予定である。
- ・教育について、要検討項目3件のうち、「プログラム評価の評価指標の見直し」、「用語の統一」の2件については解決できると考えている。ただし、残りの1件である科目の精選については、カウンティングの仕方の問題もあり、各学部の力の根幹にも繋がっているところで、非常に奥の深い部分がある。これについては、早急に対処はしたいと思うが、本質的なところもあるので、しっかり整理しながら進めていきたいと考えている。
- ・研究について、「研究に対する管理体制」の事項が残されているが、エクス線事案については、既にエクス線対応のための体制や規程案を作成しており、学部等にフィードバックしているところである。今年度中には体制等が整うと見込んでいる。

6 報告事項

(1) 令和4年人事院勧告について

西田理事から令和4年人事院勧告について、資料3に基づき報告があった。

（主な意見及び質疑等）

- ・なし

(2) 新潟労働局による労働者派遣受入事業所に対する訪問指導実地調査の結果について

西田理事から新潟労働局による労働者派遣受入事業所に対する訪問指導実地調査の結果について、資料4に基づき報告があった。

（主な意見及び質疑等）

- ・なし

(3) 医歯学総合病院診療実績（令和4年6月分）について

富田特命理事から医歯学総合病院診療実績（令和4年6月分）について、資料5に基づき報告があった。

（主な意見及び質疑等）

- ・なし

(4) 内部監査報告について

土田監査室長から内部監査報告について、資料6に基づき報告があった。

(主な意見及び質疑等)

- ・ 4 ページ目の 2 番「障害者雇用状況」について、令和 2 年度は 1 か月だけ未達成であったが、令和 3 年度は半年間不足していたという状況であった。また、3 番「36 協定遵守状況」についても、80 時間超の者、45 時間超 7 回以上の者が 1 名おり、医師で 99 時間超の者も 1 名いるということで、管理をもう少し厳しくしてもらいたいと思う。
- ・ 5 ページ目の 4 番「年次休暇の取得状況」について、5 日以上未取得者が教員及び教員以外で 50 名程度となっているが、罰則規定があり、一人あたり 30 万円の罰金とすると、1,500 万円近くの罰金となるので、十分に注意してもらいたい。また、本学の場合は休暇の取得期間は 1 月から 12 月までとなっているが、退職者が集中する 3 月末までの 3 か月の間に 5 日以上取得しなければならなくなる事例も多いので、注意してもらいたい。
- ・ 5 ページ目の 5 番「勤務状況表の提出状況」について、労働安全衛生法に基づき、これを提出しなければならないとなっているが、未提出者が延べ 240 名程度いる。学部によっては 12 か月間に一回も提出していない者も何名かおり、こういったことを防ぐために、法令を守らない部局については、予算を減額するようになっている。
- ・ 7 ページ目の 13 番「ソフトウェア調査」について、すべての部局で実施済みとなっているが、締切日までに未実施であった件数も多かったので、注意していただきたい。
- ・ 8 ページ目の 19 番「水質検査結果」について、基準値を超えた事例が五十嵐地区で 1 回、旭町地区で 4 回ということで、前年度とあまり変わらないが、市の調査での違反となる。これを防ぐために自主検査を毎月行っているが、自主検査においても 2 か月に 1 回程度、基準値を超えている状況であるとのことなので、徹底的に注意してもらいたい。
- ・ 関係者にも注意を払っていただきたいと思う。「年次休暇の取得状況」及び「勤務状況表の提出状況」については、部局等に対して強く言わなければならないと思う。また、「水質検査結果」については、今以上に気を付けていきたいと思う。
- ・ 「ソフトウェア調査」について、調査のきっかけにもなった不正利用していたソフトウェアへの対応は、おおむね解決しているため、ソフトウェア協会に調査終了の申し入れを行うことについて事務方と検討している。

- (5) 令和4年度「原子力人材育成等推進事業費補助金(原子力規制人材育成事業)」の審査結果について
- (6) 「死因究明拠点整備モデル事業」の選定結果について

報告事項の(5)及び(6)については、口頭による説明は省略し、役員において資料7及び資料8を確認した。

(主な意見及び質疑等)

- ・なし

7 その他

富田特命理事から「ドナルド・マクドナルド・ハウス にいがた」について、令和4年10月1日の利用開始に先立ち、同年8月30日に開所式を開催する旨の報告があった。